

ファーストバンクの特別資金定期預金

相続資金定期預金

大切なご家族から受け取られた相続資金をお預入れいただけます

特別金利

期間3カ月

相続資金にて投資信託を
100万円以上(お申込手数料・
消費税を含みます)ご購入いた
だいた方を対象とします。

年 **1.0%**

(税引後年0.796%)

通常金利

期間3カ月

年 **0.5%**

(税引後年0.398%)

※平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。



「特別金利」と「通常金利」の両方をご利用いただくと、

最大6カ月間

「相続資金定期預金」をお預入れいただけます。

※「特別金利」と「通常金利」のお預入れは、それぞれ、1回の相続につきお一人さま1回限りとさせていただきます。

 **富山第一銀行**

<https://www.first-bank.co.jp>

詳しくは裏面を参照ください

ファーストバンクの

相続資金定期預金（特別資金定期預金）

対象となる方	相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人の方 ※相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金も対象です。
対象商品	・スーパー定期、スーパー定期300 ・総合口座定期預金または通帳式定期預金が対象です。
預入金額	200万円以上 相続資金お受け取り金額以内
預入期間	3カ月
適用金利	①通常金利 期間3カ月 年0.5%（税引後年0.398%※） ②特別金利 期間3カ月 年1.0%（税引後年0.796%※） ②特別金利の適用については相続資金にて投資信託を100万円以上(お申込手数料・消費税を含みます)ご購入いただいた方を対象とします。 ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。税引き後金利は小数点第4位以下を切捨て表示しております。
中途解約	当行所定の中途解約利率を適用いたします。
ご用意いただくもの	【本人確認資料等】 ・運転免許証・マイナンバーカード等および お届印 【相続されたことが確認できる書類】 ・以下のいずれか1つ（当行にて相続手続きを行われた方はご提出不要です） 遺言書／遺産分割協議書／金融機関に提出した依頼書の写し 【相続資金を受け取られたことが確認できる書類】 ・預金をお受け取りの方は、被相続人名義の解約済み通帳や計算書等 ・死亡保険金をお受け取りの方は、保険金等支払通知書等 ・相続した不動産や有価証券等を換金された方は、売買契約書、売却代金計算書等
ご注意	※当行の本支店の営業エリアに居住または勤務先がある個人の方を対象とします。 なお富山県、石川県、新潟県、岐阜県の当行の本支店でお取扱いたします。東京支店・大阪支店・インターネット支店での取扱いはございません。 ※本商品へのお預入れは「特別金利」と「通常金利」それぞれ1回の相続につき、お一人さま1回に限らせていただきます。たとえば「特別金利」の満期時に再度「通常金利」で預け替えをいただくことで、最大6カ月間のお預入れが可能です。 ※本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。 ※本商品は満期後、自動継続扱いとなり、継続後の利率は継続後における店頭表示利率を適用させていただきます。 ※金利環境等の変化により金利上乘せ内容等を変更する場合がございます。

【投資信託ご購入時のご留意事項】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は元本の保証および利回りの保証はありません。投資信託は組入れた国内外の株式や債券等の投資対象の価格変動、発行体の信用状況の変化、金利、為替相場の変動、およびその他のリスクにより、投資元本を下回ることがあります。これらのリスクおよび損失はお客さまご自身のご負担となります。
- 投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託の購入・換金にあたっては各種手数料等（購入時手数料（お申込代金に対して最大3.3%〔消費税込み〕）、信託財産留保額（換金の基準価額に対して最大0.5%）等）をご負担いただきます。また、運用期間中には信託報酬（信託財産の純資産総額に対して最大年率2.42%〔消費税込み〕）、その他諸費用（監査報酬、信託事務諸費用、成功報酬等）を間接的にご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらの合計額となりますが、ファンド、運用状況、保有期間等により異なりますので、具体的に表示することはできません。詳しくは各ファンドの〔投資信託説明書（交付目論見書）〕、〔目論見書補完書面〕をご覧ください。

販売会社の概要【商号等】 株式会社富山第一銀行 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号
【加入協会】 日本証券業協会
【連絡先】 リテール部（076-461-3891）またはお取引のある支店にご連絡ください。
※詳しくは窓口にお問い合わせください。

令和7年5月12日現在